

田辺市斎場使用料の還付に関する特例要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、田辺市斎場条例施行規則（平成17年田辺市規則第93号。以下「規則」という。）第8条の規定に基づき、田辺市斎場使用料（以下「使用料」という。）の還付に関する特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 使用料の還付の特例を受ける対象者は、別表第1に掲げる者及び田辺市斎場条例（平成17年田辺市条例第111号。以下「条例」という。）別表市内区分の取扱いを受け利用の許可を受けた者のうち別表第2に掲げる者とする。ただし、死胎・死肢等については、対象としない。

(還付額)

第3条 別表第1に掲げる者の使用料の還付額は、条例別表市外区分に定める使用料の額から市内区分に定める使用料の額を減じた額とする。

2 別表第2に掲げる者の使用料の還付額は、条例別表市内区分に定める使用料の額の2分の1に相当する額を減じた額とする。

(還付申請)

第4条 条例第4条第3項ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、使用料を納付した日から起算して30日以内に斎場使用料還付申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 火葬の許可を証する書類の原本又は写し
- (2) 使用料の納付を証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、申請者に対し、還付するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

対象者	対象となる施設等
国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2の規定により、病院等に入院、入所又は入居中の被保険者の特例の適用を受ける市の国民健康保険の被保険者	国民健康保険法第116条の2に規定する病院、診療所又は施設
介護保険法（平成9年法律第123号）第13条の規定により、住所地特例対象施設に入所又は入居中の被保険者の特例の適用を受ける市の介護保険の被保険者	介護保険法第8条第22項に規定する介護保険施設、同条第11項に規定する特定施設、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム
障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第19条第3項並びに附則第18条第1項及び第2項の規定により、市が支給決定を行って施設に入所又は入居している障害者	障害者自立支援法第5条第12項に規定する障害者支援施設、のぞみの園、療養介護を行う病院、生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条第1項ただし書の施設、障害者自立支援法附則第41条第1項に規定する身体障害者更生援護施設、同法附則第58条第1項に規定する知的障害者援護施設（知的障害者通勤寮を除く。）、共同生活介護又は共同生活援助を行う住居
上記の施設に準ずる施設等入所者で、その利用者が利用することにより市が運営費等を負担しているもの	福祉ホーム、精神障害者生活訓練施設、県単グループホーム

別表第2（第2条関係）

対象者	対象者の要件
規則第4条第1項に規定する利用の許可を受けようとする者であって右欄の要件の全てを満たす者	<p>1 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）の規定により本市において記録されている同一世帯全ての世帯員の市町村民税が非課税であること。ただし、対象者が市外の者にあつては、当該市町村において記録されている場合も含む。</p> <p>2 法の規定により本市において記録されている同一世帯全ての世帯員が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による扶助を受けていないこと。ただし、対象者が市外の者にあつては、当該市町村において記録されている場合も含む。</p>

備考 「市町村民税が非課税であること」とは、申請日が1月から6月までであれば前々年中の所得の非課税証明書、7月から12月までであれば前年中の所得の非課税証明書をもって判断する。